

福島市浄化槽保守点検業者登録申請等の手引き

平成30年4月
令和7年4月改定

福島市上下水道局 下水道管理課

《 目 次 》

1. 登録制度の概要	… 3
2. 申請等の手続	
2-1. 新規登録申請手続	
2-2. 更新登録申請手続	… 5
2-3. 登録事項の変更手続	… 6
2-4. 登録証の書換え申請手続	… 7
2-5. 登録証の再交付申請手続	… 8
2-6. 廃業等の手続	
3. 浄化槽保守点検業務の実施	… 9
3-1. 保守点検	
3-2. 業務の実施	…11
3-3. 清掃時期の通知	…12
3-4. 登録証の掲示	…14
3-5. 帳簿の備え付け等	…15
4. 浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧	…16
申請書の記載例	…18

《用語の説明》

法	浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）
施行規則	環境省関係浄化槽穂施行規則（昭和 59 年 3 月 30 日厚生省令第 17 号）
条例	福島市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（福島市条例第 40 号）
規則	福島市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（平成 30 年福島市規則第 52 号）
申請者	浄化槽保守点検業者の登録を受けようとする者

1. 登録制度の概要

浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的に、昭和 58 年 5 月に浄化槽法が制定され、昭和 60 年 10 月 1 日から施行されました。

この法律の施行に伴い、浄化槽保守点検業者の登録制度（法第 48 条第 1 項）が導入されました。

本市では、中核市移行に伴い条例を平成 30 年 4 月 1 日から施行しています。

2. 申請等の手続

福島市内において、浄化槽の保守点検業を営もうとする者は、条例第 2 条第 1 項の規定により、福島市長の登録を受けなければなりません。

この条例の規定により、申請者は、次の所定の手続きに従って書類を作成し、福島市下水道管理課へ正本 1 部とその写し 1 部を提出してください。

また、その他の申請手続きも同様に正本 1 部とその写し 1 部を福島市下水道管理課へ提出してください。

また、福島市以外を営業区域とする場合（郡山市、いわき市を除く。）は、福島県の条例に基づき、別途登録する必要があります。郡山市、いわき市を営業区域とする場合はそれぞれの市条例に基づき、別途登録が必要です。

【申請手数料一覧】

・浄化槽保守点検業者登録申請（新規）	31,000円
・浄化槽保守点検業者登録申請（更新）	31,000円
・浄化槽保守点検業者登録証書換え申請	2,100円
・浄化槽保守点検業者登録証再交付申請	2,100円
・登録簿の謄本の交付手数料	300円

2-1. 新規登録申請手続き

浄化槽の保守点検業を営もうとする者は、すべてこの手続きが必要です。

（1）浄化槽保守点検業者登録（新規・更新）申請書の提出

登録申請は、規則に規定する様式第 1 号の「浄化槽保守点検業者登録（新規・登録）申請書」により行ってください。

また、この申請書には、条例及び規則に基づき以下の書類及び図面を添付してください。

≪添付書類≫

	書類の名称	様式
①	誓約書（本人、役員、法定代理人）	規則様式第 2 号
②	器具明細書	規則様式第 3 号
③	浄化槽清掃業者の氏名等	規則様式第 4 号
④	浄化槽管理士免状の交付を受けたものであることを証する書類	浄化槽管理士免状の写し
⑤	浄化槽保守点検業者登録申請者（本人、役員、法定代理人）の略歴書	規則様式第 5 号
⑥	浄化槽管理士の略歴書	規則様式第 6 号
⑦	浄化槽管理士の住民票抄本又はこれに代わる書面	住民票：3 カ月以内のもの。 住民票抄本に代わる書面：市町村が発行する身分証明書又は外国人登録証明書等
⑧	申請者が法人にあっては、登記事項証明書及び定款	登記事項証明書：3 カ月以内の履歴事項全部証明書。 定款：目的に浄化槽の保守点検が盛り込まれていること。
⑨	申請者が個人にあっては、住民票抄本又はこれに代わる書類	⑦に同じ
⑩	事業概要書	規則様式第 7 号
⑪	営業所の位置図	縮尺 1/500～1/2,500 程度の図面

※この条例において、役員とは、業務を執行する社員、取締役、理事又はこれらに準ずる者をいい、会計参与及び監査役を含めます。

※申請者の人格を変更する場合（個人から法人へ等）は、変更手続きではなく新規登録になります。

（２）登録の要件

市長が登録を拒否する場合として、以下の事項を定めています。したがって、登録を受けるためには、このいずれにも該当しないことが要求されます。

- 申請者（役員、法定代理人を含む）が条例第 5 条第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する場合。
- 申請書等の重要事項について、虚偽の記載又は記載の欠落がある場合。
- 営業所の要件を満たしていない場合。

なお、これらのうち、営業所の要件については、条例及び規則の規定により、以下のとおりです。

- ・市内に営業所を設置すること。（条例第 11 条第 1 項）
- ・営業所ごとに専任の浄化槽管理士を置くこと。（条例第 11 条第 1 項）
- ・営業所ごとに器具を備えること。（条例第 11 条第 2 項）

※ここで備えるべき器具については、規則第 11 条により、次のとおり定めています。

	器 具	例
①	水温測定器具	水温計
②	水素イオン濃度指数測定器具	PH メーター
③	溶存酸素濃度測定器具	D0 メーター
④	亜硝酸性窒素測定器具	比色法にあつては、比色管（GR 法）
⑤	塩素イオン濃度測定器具	塩素イオンメーター
⑥	残留塩素測定器具	比色法にあつては、比色管（DPD 法）
⑦	混合浮遊物質濃度測定器具	MLSS 計
⑧	汚泥沈殿率測定器具	1L メスシリンダー
⑨	スカム、汚泥厚測定器具	スカム、汚泥厚測定管又はスカム汚泥厚測定棒
⑩	透視度測定器具	透視度計
⑪	水準測定器具	気泡管水準器
⑫	汚泥返送器具	汚泥返送ポンプ

※例示した器具以外に、これと同等又は同等以上の機能を有する器具であれば、例示以外の器具を備えることも可能です。

2－2．更新登録申請手続き

浄化槽保守点検業者の登録の有効期間は、3 年（条例第 2 条第 2 項）ですので、有効期限満了後も引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、満了の日の 3 カ月前から 1 カ月前までに申請し、更新の登録を受けてください。

（1）浄化槽保守点検業者登録（新規・更新）申請書の提出

更新登録申請の手続きは、前記 2－1 の新規登録申請手続きと同じ要領で行ってください。

なお、この申請書には、条例及び規則により前記 2－1 の添付書類の他に以下の書類を添付してください。

《添 付 書 類》

書 類 の 名 称	様 式
⑫ 設置する全ての浄化槽管理士（※）が、浄化槽保守点検の業務に関する研修を修了したことを証する書類 ※「設置する全ての浄化槽管理士」とは、当市に登録された営業所に設置する全ての浄化槽管理士をいう。	福島市が指定する研修実施期間が発行する研修受講証明書写し

（注）他県等で実施している研修を受講した場合は、福島市下水道管理課へご相談ください。

（２）浄化槽管理士に対する研修について

浄化槽管理士の資質向上を図るため、浄化槽保守点検業者は、その設置する浄化槽管理士（全員）に有効期間（３年）ごとに１回以上、次の内容の研修を受けさせなければなりません。（条例第 11 条の 2）

《研修内容》

- ①浄化槽行政に関する事項（規則第 11 条の 2 第 1 項第 1 号）
- ②浄化槽の構造と機能に関する事項（規則第 11 条の 2 第 1 項第 2 号）
- ③浄化槽の保守点検と清掃に関する事項（規則第 11 条の 2 第 1 項第 3 号）
- ④地域における浄化槽に関する情報（規則第 11 条の 2 第 1 項第 4 号）
- ④その他浄化槽の保守点検に必要な事項（規則第 11 条の 2 第 1 項第 5 号）

《研修実施機関》

公益社団法人福島県浄化槽協会、その他市長が適当と認める者（規則第 11 条の 2）

２－３．登録事項の変更手続き

浄化槽保守点検業者が、以下の登録事項に変更が生じたときは、変更手続きが必要です。

《登録事項》

- 申請者の住所及び氏名（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる営業所の所在地）
- 営業所の名称及び所在地
- 法人にあっては、その役員の住所及び氏名
- 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号

○浄化槽保守点検業者登録事項変更届出書の提出

変更の届出は、変更の日から1カ月以内に規則様式第11号の「浄化槽保守点検業者登録事項変更届出書」により行ってください。

なお、この変更事項が次の登録証の書換え事項と同一である場合は、登録事項の変更手続きと、登録証の書換え申請手続きを同時に行ってください。

変更事項	必要な手続き	添付書類等	様式等
申請者の住所及び氏名の変更	変更届 書換え申請	・申請者が法人にあっては登記事項証明書 ・申請者が個人にあっては、住民票抄本又はこれに代わる書類	
営業所の名称及び所在地の変更	変更届 書換え申請	・登記事項証明書（登記事項に変更があった場合） ・営業所の位置図（営業所の所在地を変更した場合）	縮尺 1/500～1/2,500 程度の図面
法人にあっては、役員の住所及び氏名の変更	変更届	・登記事項証明書 ・新たな役員（法定代理人を含む）にあっては、誓約書及び略歴書	・誓約書 規則様式第2号 ・略歴書 規則様式第5号
浄化槽管理士の氏名等の変更	変更届 書換え申請	・浄化槽管理士免状の写し及び当該浄化槽管理士の略歴書 ・浄化槽管理士の住民票抄本又はこれに代わる書類	・略歴書 規則様式第6号

2-4. 登録証の書換え申請手続き

浄化槽保守点検業者が、以下の登録証の記載事項に変更が生じたとき又は新たに営業所を追加する場合は、次の手続きが必要です。

《登録証の記載事項》

① 申請者の氏名及び住所

- | |
|------------------------------|
| ② 営業所の名称及び所在地
③ 浄化槽管理士の氏名 |
|------------------------------|

○浄化槽保守点検業者登録証書換え申請書の提出

書換えの申請は、規則様式第 12 号「浄化槽保守点検業者登録証書換え申請書」により行ってください。

※書換え時期と更新時期が重なった場合でも、それぞれの手続きを行ってください。

2－5．登録証の再交付申請手続き

浄化槽保守点検業者が、その登録証を失い、又はき損した場合などは、速やかに登録証の再交付を受けてください。再交付の手続きは、次のとおりです。

○浄化槽保守点検業者登録証再交付申請書の提出

再交付の申請は、規則様式第 13 号の「浄化槽保守点検業者登録証再交付申請書」により行ってください。

なお、登録証の再交付を受けた後、失った登録証を発見した時は、直ちにこれを返納してください。

2－6．廃業等の手続き

浄化槽保守点検業者が、死亡、合併による消滅、解散又は浄化槽保守点検業を廃止したときは、速やかにその旨届け出てください。

廃業等の手続きは、次のとおりです。

○浄化槽保守点検業者廃業等届出書の提出

廃業等の届出は、規則様式第 14 号の「浄化槽保守点検業者廃業等届出書」により行ってください。なお、この廃業等届出書には、既に交付を受けている登録証を添付してください。

≪廃業届出者の例≫

- | |
|--|
| ① 死亡し、又は失そうの宣告を受けた場合：その相続人
② 法人が合併により消滅した場合：その役員であったもの
③ 法人が破産手続き開始の決定により解散した場合：その破産管財人
④ 法人が合併又は破産手続き開始の決定以外の事由により解散した場合：その清算人
⑤ 浄化槽保守点検業を廃止した場合：浄化槽保守点検業者であった個人又は保守点検業者であった法人の役員 |
|--|

3. 浄化槽保守点検業務の実施

3-1. 保守点検

浄化槽の保守点検は、法第8条の規定により保守点検の技術上の基準に従って行わなければならないとされており、この技術上の基準は、施行規則第2条に第1号から第18号までに規定されていますので、この技術上の基準に基づいて浄化槽の保守点検を行ってください。

○保守点検の技術上の基準

第二条 法第四条第七項の規定による浄化槽の保守点検の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 浄化槽の正常な機能を維持するため、次に掲げる事項を点検すること。

イ 第一条の準則の遵守の状況

ロ 流入管きよと槽の接続及び放流管きよと槽の接続の状況

ハ 槽の水平の保持の状況

ニ 流入管きよにおけるし尿、雑排水等の流れ方の状況

ホ 単位装置及び附属機器類の設置の位置の状況

ヘ スカムの生成、汚泥等の堆積、スクリーンの目づまり、生物膜の生成その他単位装置及び附属機器類の機能の状況

二 流入管きよ、インパート升、移流管、移流口、越流ぜき、流出口及び放流管きよに異物等が付着しないようにし、並びにスクリーンが閉塞しないようにすること。

三 流量調整タンク又は流量調整槽及び中間流量調整槽にあつては、ポンプ作動水位及び計量装置の調整を行い、汚水を安定して移送できるようにすること。

四 ばつ気装置及びかくはん装置にあつては、散気装置が目づまりしないようにし、又は機械かくはん装置に異物等が付着しないようにすること。

五 駆動装置及びポンプ設備にあつては、常時又は一定の時間ごとに、作動するようにすること。

六 嫌気ろ床槽及び脱窒ろ床槽にあつては、死水域が生じないようにし、及び異常な水位の上昇が生じないようにすること。

七 接触ばつ気室又は接触ばつ気槽、硝化用接触槽、脱窒用接触槽及び再ばつ気槽にあつては、溶存酸素量が適正に保持されるようにし、及び死水域が生じないようにすること。

八 ばつ気タンク、ばつ気室又はばつ気槽、流路、硝化槽及び脱窒槽にあつては、溶存酸素量及び混合液浮遊物質濃度が適正に保持されるようにすること。

九 散水ろ床型二次処理装置又は散水ろ床にあつては、ろ床に均等な散水が行われ、及びろ床に嫌気性変化が生じないようにすること。

十 平面酸化型二次処理装置にあつては、流水部に均等に流水するようにし、及び流水部に異物等が付着しないようにすること。

十一 汚泥返送装置又は汚泥移送装置及び循環装置にあつては、適正に作動するようにすること。

十二 砂ろ過装置及び活性炭吸着装置にあつては、通水量が適正に保持され、及びろ材又は活性炭の洗浄若しくは交換が適切な頻度で行われるようにすること。

十三 汚泥濃縮装置及び汚泥脱水装置にあつては、適正に作動するようにすること。

十四 吸着剤、凝集剤、水素イオン濃度調整剤、水素供与体その他の薬剤を使用する場合には、その供給量を適度に調整すること。

- 十五 悪臭並びに騒音及び振動により周囲の生活環境を損なわないようにし、及び蚊、はえ等の発生の防止に必要な措置を講じること。
- 十六 放流水（地下浸透方式の浄化槽からの流出水を除く。）は、環境衛生上の支障が生じないように消毒されるようにすること。
- 十七 水量又は水質を測定し、若しくは記録する機器にあつては、適正に作動するようにすること。
- 十八 前各号のほか、浄化槽の正常な機能を維持するため、必要な措置を講じること。

なお、保守点検の回数については、施行規則第6条で浄化槽の処理方式毎に、以下のとおり定められています。

（保守点検の回数の特例）

第6条 みなし浄化槽に関する法第10条第1項の規定による保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに1回以上とする。

処理方式	浄化槽の種類	期間
全ばっ気方式	1 対象処理人員が20人以下の浄化槽	3月
	2 対象処理人員が21人以上300人以下の浄化槽	2月
	3 対象処理人員が301人以上の浄化槽	1月
分離接触ばっ気方式 分離ばっ気方式 単純ばっ気方式	1 対象処理人員が20人以下の浄化槽	4月
	2 対象処理人員が21人以上300人以下の浄化槽	3月
	3 対象処理人員が301人以上の浄化槽	2月
散水ろ床方式 平面酸化床方式 地下砂ろ過方式		6月

備考 この表における対象処理人員の算定は、日本工業規格「建築物の用途別によるし（尿）尿浄化槽の対象処理人員算定基準（JIS A3302）」に定めるところによるものとする。この場合において、1未満の端数は、切り上げるものとする。

2 法第 10 条第 1 項の規定による保守点検の回数は、通常の使用状態において、次頁の表に掲げる期間ごとに 1 回以上とする。

処理方式	浄化槽の種類	期間
分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式 脱窒ろ床接触ばっ気方式	1 対象処理人員が 20 人以下の浄化槽	4 月
	2 対象処理人員が 21 人以上 50 人以下の浄化槽	3 月
活性汚泥方式		1 週
回転板接触方式 接触ばっ気方式 散水ろ床方式	1 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	1 週
	2 スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽（1 に掲げるものを除く。）	2 週
	3 1 及び 2 に掲げる浄化槽以外の浄化槽	3 月
備考 この表における対象処理人員の算定は、日本工業規格「建築物の用途別によるし（尿）尿浄化槽の対象処理人員算定基準（JIS A3302）」に定めるところによるものとする。この場合において、1 未満の端数は、切り上げるものとする。		

3 環境大臣が定める浄化槽については、前二項の規定にかかわらず、環境大臣が定める回数とする。

4 駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補充は、前三項の規定にかかわらず、必要に応じて行うものとする。

なお、変則合併処理浄化槽の保守点検回数は、通知により次のとおり運用することとされています

浄化槽法第 10 条第 1 項に規定されている浄化槽の保守点検及び清掃の回数は変則合併処理浄化槽については、後置浄化槽が分離接触ばっ気方式である場合、当該浄化槽の全体について分離接触ばっ気方式の規定を適用すること。また、後置浄化槽が嫌気ろ床接触ばっ気方式である場合、当該浄化槽の全体について嫌気ろ床接触ばっ気方式の規定を適用すること。

○「し尿のみを処理する浄化槽に処理装置を付加し合併処理を行う浄化槽に係る保守点検及び清掃について」（平成元年 7 月 4 日付衛浄第 36 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）より抜粋

3-2. 業務の実施

浄化槽保守点検業者が、浄化槽の保守点検を行うときは、条例第 12 条第 1 項の規定により、これを浄化槽管理士に行わせ若しくは実地に監督させ、又はその資格を有す

る浄化槽保守点検業者自ら行い若しくは実地に監督しなければならないので、浄化槽管理士の資格を有する者が行うか又は実地に監督する必要があります。

この場合、実地に監督するとは、浄化槽管理士が直接、保守点検作業を行わないときにあっても、現地にいて作業状況のチェックを行い、作業結果の最終的な判断を下せる立場にある場合をいいます。

また、施行規則第5条第3項にて、浄化槽管理者に「保守点検の記録を交付しようとするときは、浄化槽管理者に対し、その内容を説明しなければならない」と規定していますので、保守点検を行った結果の内容について、浄化槽管理者へ直接説明してください。

3－3．清掃時期の通知

浄化槽保守点検業者が浄化槽の保守点検を行った結果、当該浄化槽の清掃の必要あると認められたときは、条例第12条第2項の規定により、その旨を当該浄化槽の管理者及び浄化槽の管理者が当該浄化槽の清掃を委託している場合にあっては委託を受けている浄化槽清掃業者に通知しなければならないと規定しており、このうち、浄化槽管理者へは、規則第12条の規定により、様式第15号により通知してください。

通 知 書

浄化槽の保守点検を行った結果、清掃の必要が認められたので、清掃されるよう福島市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第12条第2項の規定によりお知らせいたします。

年 月 日

浄化槽管理者 様
浄化槽清掃業者 様

住 所

氏名又は
名 称

電話番号 ()

登録番号 福島市長登録 第 号

1 保守点検年月日

2 保守点検を行い又は監督した浄化槽管理士の氏名

3 所見

3-4. 登録証の掲示

市長が登録したときは、申請者に対し、その営業所ごとに登録証を交付します。

登録を受けた浄化槽保守点検業者は、条例第13条の規定により、営業所ごとに、その見やすい場所に登録証を掲げなければなりません。

浄化槽保守点検業者登録証

住所又は所在地

氏名又は名称及
び代表者の氏名

福島市浄化槽保守点検業者登録条例第4条第1項の規定により、浄化槽保守点検業者登録簿に登録したことを証する。

登 録 番 号		福島市長登録 第 号
登 録 の 有 効 期 限		年 月 日から 年 月 日まで
営 業 所	名 称	
	所 在 地	
浄化槽管理士の氏名		

年 月 日

福島市長

印

3－5. 帳簿の備付け等

浄化槽保守点検業者は、条例第 14 条の規定により、その業務に関し、以下により帳簿を作成し保存しなければなりません。（規則第 13 条）

（1） 帳簿の名称

浄化槽保守点検業務日誌

（2） 帳簿の記載事項

- ① 浄化槽の保守点検を委託した浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所
- ② 浄化槽の所在地並びに型式、処理方式及び処理対象人員
- ③ 保守点検年月日
- ④ 保守点検料金
- ⑤ 保守点検を行い、又は監督した浄化槽管理士の氏名
- ⑥ 保守点検の技術上の基準に基づく記録
- ⑦ 条例第 12 条第 2 項の規定による通知をした年月日

（3） 帳簿の様式

規則様式第 16 号に準ずるものとする。

（4） 帳簿の保存期間等

日誌は、各事業年度（事業年度に定めがないときは、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。）の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後 3 年間保存しなければなりません。

4. 浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧

福島市長の登録を受けた浄化槽保守点検業者は、浄化槽保守点検業者登録簿に登録されており、この登録簿はどなたでも条例第4条第3項によりその閲覧、謄本の交付を請求することができます。

登録簿の閲覧、謄本の交付は、規則第6条の規定により、様式第10号の「浄化槽保守点検業者登録簿閲覧・謄本交付請求書」（1部）を下水道管理課に提出することにより行ってください。

- 請求書提出先

福島市役所 下水道管理課

- 閲覧場所

福島市役所 下水道管理課

- 開庁時間

土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日及び3日並びに12月29日～同月31日までの日をいう。）を除く、毎月午前8時30分から午後5時15分まで。

様式第10号(第6条関係)

浄化槽保守点検業者登録簿	閲覧	請求書
	謄本交付	

福島市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第4条第3項の規定により、次のとおり請求します。

申請書の記載例

様式第1号(第2条関係)

浄化槽保守点検業者登録(新規・更新)申請書

令和〇〇年 △月

〇〇日

福島市長様

住所又は所在地 **福島市●●町△番地△**

申請者 氏名又は名称及び代 **株式会社 ●●センター**

表者の氏名 **代表取締役 福島 太郎**

電話番号 **(024)〇〇〇-〇〇〇**

FAX番号 **(024)〇〇〇-〇〇△**

メールアドレス **△～△@●●.jp**

福島市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり登録を申請します。

申請区分	☒ 新規	☐ 更新	
役員(業務を執行する社員、取締役又はこれに準ずる者)の氏名、役名及び住所			
氏名	役名(常勤・非常勤)	住所	
福島 太郎 福島 二郎 福島 三郎	代表取締役社長 取締役 監査役	福島市●●町△番地△ 福島市●●町△番地△ 福島市●●町△番地△	
申請時において既に受けている登録		登録第 号 (年 月 日登録)	
福島市の区域を営業区域とする営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号			
営業所		浄化槽管理士	
名称	所在地及び電話番号	氏名	免状の交付番号
株式会社 ●●センター	福島市●●町△番地△ ((024) 〇〇〇-〇〇〇)	福島 太郎	環境大臣 ×××

備考 □のある欄は、該当する箇所に✓印を付けてください。

様式第2号（第3条関係）

誓 約 書

令和〇〇年 △月□□日

福 島 市 長 様

私は、福島市浄化槽保守点検業者登録条例第5条第1項第1号から第4号まで又は第6号に該当しない者であることを誓約します。

住所又は所在地 **福島市●●町△番地△**

申請者 **株式会社 ●●センター**
氏名又は名称 **代表取締役 福島 太郎**

住 所
(法定代理人)
氏 名

法人の役員の氏名等

氏 名	生年月日	役 職 名 等	住 所
福島 太郎 福島 二郎 福島 三郎	昭和〇年△月□日 昭和〇年△月□日 昭和〇年△月□日	代表取締役社長 取締役 監査役	福島市●●町△番地△ 福島市●●町△番地△ 福島市●●町△番地△

備考 法人の役員が条例第5条第5号に規定する未成年の場合は、その法定代理人も法人の役員の氏名等の表に記載すること。この場合、「役職名等」の欄に当該役員の法定代理人である旨を記載すること。

器 具 明 細 書

営 業 所 の 名 称	株式会社●●センター 福島営業所
-------------	------------------

器具の名称	方式	数量
水 温 測 定 器 具	水温測定器具（水温計）	5
水素イオン濃度指数測定器具	水素イオン濃度指数測定器具（PHメーター）	3
溶存酸素濃度測定器具	DOメーター	3
亜硝酸性窒素測定器具	比色管	3
塩素イオン濃度測定器具	塩素イオンメーター	3
残 留 塩 素 測 定 器 具	比色管	3
混合浮遊物質濃度測定器具	MLSS計	1
汚 泥 沈 殿 率 測 定 器 具	1Lメスシリンダー	3
スカム、汚泥厚測定器具	スカム、汚泥厚測定管	3
透 視 度 測 定 器 具	透視度計	3
水 準 測 定 器 具	気泡管水準計	3
汚 泥 返 送 器 具	汚泥返送ポンプ	3

浄化槽清掃業者の氏名等

連絡をとっている又はとる予定 の清掃業者の氏名又は名称	左の清掃業者の営業所の所在地及び 電話番号
〇〇清掃株式会社	〒960-〇〇〇〇 福島市●●字△□番地 TEL (024)-●●●-△△△△

※すべて記入すること

様式第5号(第3条関係)

本人
浄化槽保守点検業者登録申請者 法人の役員 の略歴書
~~法定代理人~~

区 分	☒ 申請者 ☐ 法人の役員 ☐ () の法定代理人		
現 住 所	〒960-0000 福島市●●町△番地△ 電話番号 (024) 000-0000		
氏 名	株式会社 ●●センター	生 年 月 日	年 月 日
職 名		最 終 学 歴	
職 歴	期 間 年 月 日から 年 月 日まで	従 事 し た 職 務 内 容	
	昭和60年4月1日 平成4年4月1日	株式会社 ●●センター設立 浄化槽保守点検業を開始 現在に至る	
賞	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
罰		なし	
上記のとおり相違ありません。 令和〇〇年 △月 □日 代表取締役社長 氏 名 福島 太郎			

備考 「賞罰」欄には、行政処分についても記載すること。

様式第6号(第3条関係)

浄化槽管理士の略歴書

現住所	〒960-0000 福島市●●町△番地△ 電話番号(024)000-0000		
氏名	福島 二郎	生年月日	昭和○年△月□日生
営業所の名称	福島営業所	浄化槽管理士免状の 交付番号	環境大臣 ×××
職名	取締役	最終学歴	▲▲高校卒業
職務	期 年 月 日から 年 月 日まで	従事した職務内容	
	〔昭和50年4月1日〕 〔昭和60年3月31日〕 昭和60年4月1日 平成4年4月1日	△△環境有限会社 勤務 株式会社 ●●センター 入社 株式会社 ●●センター 取締役 就任 現在に至る	
賞	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
罰		なし	
上記のとおり相違ありません。 令和○○年 △月 □日 氏 名 福島 二郎			

備考 「賞罰」欄には、行政処分についても記載すること。

事業概要書

事業の内容	浄化槽の工事及び保守点検業	
法人にあっては、資本の額又は出資の総額	3,000万円	
営業所ごとに常時使用する従業員数		
福島市の区域を営業区域とする営業所の名称	人	数
福島営業所	5人	
保守点検に係る料金体系		
5～20人槽 ●,●●●円/回 21～50人槽 ●,●●●円/回 51～100人槽 ●,●●●円/回 101人槽～ ●●,●●●円/回 (注) 処理方式別に料金を区分している場合は、その旨記載すること。		
福島市の区域を営業区域とする営業所ごとの浄化槽の保守点検基数		
営業所の名称	人槽別保守点検基数	
	人槽	基数
福島営業所 人槽区分は概ね 6段階程度と すること。	5～10人槽(単)	●基
	(合)	●基
	11～20人槽(単)	●基
	(合)	●基
	21～100人槽(単)	●基
	(合)	●基
	101～300人槽(単)	●基
	(合)	●基
	301～500人槽(単)	●基
	(合)	●基
	501人槽以上(単)	●基
	(合)	●基

備考 1 「事業の内容」欄には、事業内容(例：保守点検業、清掃業、施工業等)を具体的に記載してください。

2 保守点検基数は、新規の場合は保守点検を行う予定の基数を、更新の場合は現に保守点検を行っている基数を記載してください。

浄化槽保守点検業者登録事項変更届出書

福島市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり変更を届け出ます。

令和〇〇年 △月 □日

福島市長様

住所又は所在地 **福島市●●町△番地△**
届出者 氏名又は名称及び **株式会社●●センター**
代表者の氏名 **代表取締役 福島 太郎**
電話番号 **(024)〇〇〇-〇〇〇〇**
FAX 番号 **(024)〇〇〇-〇〇〇△**
メールアドレス **△～△@●●.jp**

登録番号	福島市長登録 第 ●●●● 号		
登録年月日	平成〇〇年 △月 □日		
変更内容			
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
☐ 住所又は氏名 ☐ 保守点検業者の法定代理人 ☐ 法人の名称 ☐ 法人の役員 ☐ 法人の役員の法定代理人 ☐ 法人の主たる事務所の所在地 ☐ 営業所の名称 ☐ 営業所の所在地 ☒ 営業所ごとの浄化槽管理士 ☐ その他 ()	福島 三郎	福島 五郎	令和〇〇年△月□日

備考 「変更に係る事項」の欄には、該当するものの□内に✓印を記入し、「その他」の場合は、()内に変更に係る事項も記入してください。

浄化槽保守点検業者登録証書換え申請書

福島市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第 7 条の規定により、次のとおり登録証の書換えを申請します。

令和〇〇年 △月 □日

福 島 市 長 様

住所又は所在地 **福島市●●町△番地△**
氏名又は名称及び **株式会社●●センター**
申請者 代表者の氏名 **代表取締役**
福島 太郎
電 話 番 号 **(024)〇〇〇-〇〇〇**
F A X 番 号 **(024)〇〇〇-〇〇△**
メー ル ア ド レ ス **△～△@●●. j p**

登 録 番 号	福島市長登録 第 ●●●● 号		
登 録 年 月 日	平成〇〇年 △月 □日		
書 換 え を 要 す る 営 業 所			
名 称	福島営業所	所 在 地	福島市●●町△番地△
書 換 え 事 項			
書換え事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
浄化槽管理士の氏名	福島 三郎	福島 五郎	令和〇〇年 △年□日

浄化槽保守点検業者登録証再交付申請書

福島市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり登録証の再交付を申請します。

令和〇〇年 △月 □日

福島市長様

住所又は所在地 **福島市●●町△番地△**
申請者 氏名又は名称及び代 **株式会社●●センター**
表 者 の 氏 名 **代表取締役 福島 太郎**
電 話 番 号 **(024) 〇〇〇-〇〇〇〇**

登 録 番 号	福島市長登録 第 ●●●● 号		
登 録 年 月 日	平成〇〇年 △月 □日		
再 交 付 を 要 す る 営 業 所			
名 称	福島営業所	所 在 地	福島市●●町△番地△
再 交 付 の 理 由			
登録証を紛失したため。			

浄化槽保守点検業者廃業等届出書

福島市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

令和〇〇年 △月 □日

福島市長様

住所又は所在地 福島市●●町△番地△

氏名又は名称及び代表者の氏名 福島 太郎

届出者 保守点検業者との関係 (会社役員)

電話番号 (024)-●●●-〇〇〇〇

登録番号	福島市長登録 第 ●●●● 号		
登録年月日	平成〇〇年 △月 □日		
届出事由の発生日	令和〇〇年	△月	▲日
(届出事由)	(左記事由の概要)		
☐ 死亡又は失そうの宣告 ☒ 法人の合併による消滅 ☐ 法人の破産による解散 ☐ 法人の上記事由以外の事由による解散 ☐ 保守点検業の廃止	株式会社 △△環境サービスと合併。		

備考 届出事由については、該当するものの□内に✓印を記入してください。